



# NEWS

THE TETSUJIN NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人二ユース事務局  
 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4  
 TEL.042-764-4128  
 FAX.042-762-9593  
 編集 鈴木明子  
 http://www.tobu21.co.jp

Vol.20  
 2012  
 4月号

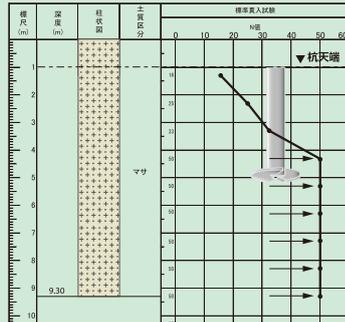
つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

## e-pile 工法だから出来る…杭先端の菱形孔が鍵となる抜群の掘削性能を発揮!

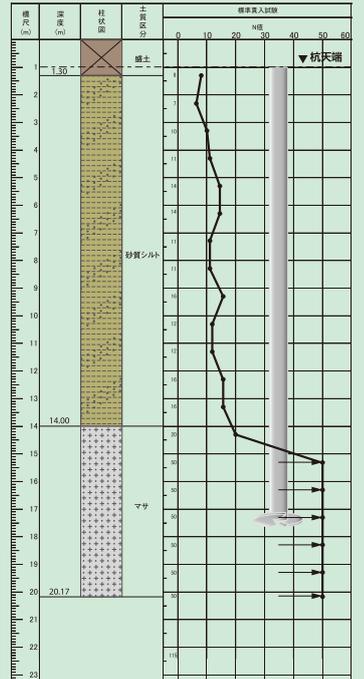
### (某) 特養ホーム増築工事



### ボーリング柱状図



### ボーリング柱状図



杭の種類 φ267.4 mm L=4.0m ~ 17.0m Dw700 mm 50set  
 φ216.3 mm L=4.0m ~ 17.0m Dw600 mm 28set

△ 本物件は見晴らしの良い高台に建設された特別養護老人ホーム増築工事の基礎工事です。

課題となった点は既存建物位置の地盤調査結果と当該建物配置内の地盤調査結果による支持地盤の不陸が大きい事により支持地盤への確実な打ち止め可否が問われた。

◎ e-pile/鋼管杭工法は、既製鋼管を使用しているため支持地盤の不陸にあわせ継ぎ足し、切断により杭長の増減が容易に行えます。また支持地盤への根入れ、打ち止め時の管理も専用のC/P管理装置により打設貫入時の抵抗値がリアルタイムで確認出来ることで、より確かで高い品質を確保しております。

尚、元請け様には事前に搬入路の除雪、地中障害物撤去等、ご協力いただきスムーズに工事を完了することが出来ました。☆ご採用いただき、誠に有り難うございました。

心より感謝いたします。



工事名	(某) 特養ホーム増築工事
施工地	岩手県一関市
用途	特別養護老人ホーム

## 環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部  
 http://www.tobu21.co.jp

### 3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology(環境性)、economy(経済性)、evolution(革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。

### エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたもののだけが与えられる称号です。



排水量が少ない鋼管杭  
 エコマーク認定番号 第08131022号



鋼管杭基礎総合メーカー  
 Tobu, 株式会社 東部  
 http://www.tobu21.co.jp

■ 本社  
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971  
 ■ 地盤評価センター  
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1285-1 TEL.042-785-2811 FAX.042-785-2810  
 ■ 施工管理センター  
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



## 日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

### 受付・送金状況 (速報値)

【受付】274万4,867件 3,124億7,004万4,353円 (3月27日現在)  
【送金】15都道県 3,491億6,063万5,278円

※送金額は、日本赤十字社と中央共同募金の両団体合わせたの金額になります。

### 義援金は“全額”被災された方々へ

義援金の受付は、平成24年9月30日まで行っております。皆さまからの温かいご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続きのご協力を、よろしくお願いいたします。

なお、日本赤十字社では、義援金の取扱いについての透明性を確保するため、東日本大震災義援金収支計算書(自平成23年3月14日 至平成23年9月30日)について、新日本有限責任監査法人による国際監査基準に基づく監査を受けております。

### ● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日(月)～平成24年9月30日(日)

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関からご送金いただいた義援金につきましては、その振込金領収証(ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含)をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

● 通常払込み (ゆうちょ銀行・郵便局)

● 銀行振込

● クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easy によるご協力

● ファミリーマート「Fami ポート募金」

日本赤十字社 HP より

## 健康コラム

ワンポイント



### 快眠する為の環境作り講座!!

快適な睡眠を得るためには、寝室環境はかなり重要です。雑音が多かったり明るすぎたりすると、脳が刺激されるため、なかなか寝つくことができません。

また、寒過ぎても暑過ぎても安眠・快眠できないので、部屋の温度や湿度も大切な条件の一つとなっているのです。

寝室は、1日の1/3以上を過ごす場所。いってみれば、私たちはリビングなどでくつろいでいる時間よりもはるかに長い時間を寝室で過ごしています。

「どうせ、眠るだけの部屋だから…」などと思わず、インテリアや部屋全体の雰囲気などに配慮しながら、快適な寝室環境を心がけていきましょう。

### グッスリと眠れる寝室条件

**音** 生活音の少なくなる夜間は、ちょっとした物音が寝つけられない原因にもなっています。

家庭内では家族お互いの協力が必要なのです。外からの騒音には、二重サッシや雨戸、厚手のカーテンなどで防音対策をしましょう。

**光** 一般に、寝室の明るさは20～30ルクスがよいとされています。これは、おぼろげにもの形がみえる程度です。ただし、人によっては豆電球をつけないと眠れない、真っ暗にしないと眠れないといった好みがあります。要は、自分にとって一番眠りやすいと思える明るさがベストなのです。

眠りに入るときは、部屋全体の照明は消して、明るさのコントロールできるスタンドやフットライトなどで照明し、ゆっくりと眠りに入る環境を調整しましょう。

**湿度・温度** 理想的な室温は夏が25℃、冬は15℃、湿度は年間を通して50%といわれています。エアコンなどで湿度調節をするときは、冷房は25～28℃、暖房なら18～22℃を目安に設定します。

ただし、冬場の暖房のつけっぱなしは空気が乾燥する原因に。加湿器などで湿度を調整しましょう。

**雰囲気** 寝室は眠るための場所なので、落ちついた眠りやすい雰囲気作りが大切です。刺激的な色彩は避け、昼間のストレスを彷彿させるような仕事の書類などは持ち込まないように。部屋全体のカラーをベージュやブラウンといった色合いでまとめると、落ちついた雰囲気になります。

## 経理マンが行く



今月も経理マンを読んでくださってありがとうございます。何かと忙しい3月が過ぎ、街は卒業シーズンから一変、入園、入学式、入社式と華やかなムードでいっぱいです。どうしてか、毎年この桜の咲く季節は心が弾みます。肝心の桜の開花は例年より遅れてしまっているようですが、必ず毎年咲き誇る桜を見ると「頑張ろう」という気持ちになるから不思議です。心も新たに4月を迎えましょう。今月は変更事項もありますのでご確認ください。

### 経理・税務 事務暦

■4月2日

- ・個人事業者の23年分の消費税・地方消費税の確定申告の申告期限
- ・1月決算法人の確定申告期限<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>
- ・1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(23年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告の申告期限<消費税・地方消費税>
- ・法人・個人事業者(23年12月分および24年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告の申告期限<消費税・地方消費税>
- ・7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分の申告期限
- ・消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告の申告期限<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告の申告期限<消費税・地方消費税>

- 4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月16日までに関係の市町村長に要届出
- ・給与支払報告に係る給与所得者異動届出

■4月10日

- ・3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限

■5月1日

- ・公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告期限
- ・2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業税)・法人住民税>の申告期限
- ・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>の申告期限
- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>の申告期限
- ・8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分の申告期限
- ・消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>の申告期限
- ・消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>の申告期限

■4月中において市町村の条例で定める日

- ・軽自動車税の納付期限
- ・固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付期限

- 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・固定資産課税台帳の縦覧期間

- 市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等
- ・固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間

- 【健康保険料率の改正】平成24年3月分(4月納付分)から全国平均で10.00%へ引き上げられます。
- 【介護保険料率の改正】平成24年3月分(4月納付分)から1.55%となります。
- 【雇用保険料率の改正】平成24年4月からの新料率に変更となります。

※掲載しているスケジュールが急に変更される場合もありますので、必ずお近くの税務署などにご確認ください。